

15.4.26
第 47 号

7/9

いけなければならぬといふのである。

さうして一口一河内外の収入は時間的に経済的に被採取階級としての残酷と忍従とに甘んじて何等人間生活としての人間性を認められたいと解することが出来ませぬ。定まった休日としては一月に一日もありませぬ。私たちの権主が如何よりなる人格の所有者であるかは江湖既に定評のある所にて改めて論ずるまでもありません。私達は暇を屠してしつゝな境遇に喘いでゐる私達に口レタリアートのためにストライキを敢行して彼等の猛者を期して戦ひませぬ。

願はくは海考各位の御重なる御添解 ありまことを
大正十五年四月十五日

兵隊の第六八七号

大正十五年四月十九日

兵庫縣知事山縣治郎

内務大臣若槻禮次郎殿
 社会局長菅長周隆二即殿
 警視總監大田政弘殿
 京都大阪神奈川愛知
 岡山福岡各府縣知事殿
 神戶地方裁判所檢事正殿

阪神競馬倶楽部騎手待遇改善
 要求問題ニ関スル件